

# 衆議院内営業者公募について

衆議院において、本館、西側附属家において食堂及び軽食堂を運営する業者を公募します。

平成30年 4月6日

衆議院管理部副部長  
管理課長事務取扱  
高橋 耕一

## 1. 公募業種、場所及び営業開始時期

### 食堂、軽食堂

場 所	営 業 種 目	営 業 開 始 時 期
① 本館2階 議員食堂	和食・洋食 ・中華・喫茶	平成30年8月
② 本館2階 議員食堂	寿 司	平成30年8月
③ 西側附属家 食 堂	軽 食	平成30年10月
④ 西側附属家 食 堂	蕎 麦	平成30年10月

## 2. 募集業者数

営業種目ごとに1業者

## 3. 公募参加申請資格

- (1) 当該業務を確実に遂行する能力と実績を有する者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 過去5年以内に、衆議院内営業者として、同一営業箇所において営業許可年内（5ヶ年）に途中で営業を廃止した者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団

体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

#### 4. 公募募集要領

- (1) 公募要領の交付場所及び問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-6-3(衆議院第二別館)

衆議院事務局管理部管理課営業係 渡邊、池岡

TEL03-3581-5111 内線36010、36011

- (2) 公募要領の交付方法

ア 交付方法 上記(1)に示す場所において交付する。

イ 交付期間 平成30年4月6日(金)~平成30年5月11日(金)

(土曜日、日曜日、祝日を除く17時まで、ただし、5月11日(金)は12時まで)